

平成24年度緊急雇用創出事業の委託料返還請求に係る訴えの提起について

平成 29 年 11 月 27 日
商 工 観 光 部

1 概 要

緊急雇用創出事業補助金を活用して実施した「盛岡市 BPO企業等人材育成事業業務委託（その3）」について、受託者が不適正に支出した委託料の返還を請求しているが、督促・催告によっても返還されないことから、訴訟を提起し、債権の回収を図るものである。

- (1) 対象事業名 盛岡市 BPO企業等人材育成事業業務委託（その3）
- (2) 業務委託先（受託者） (株)盛岡コールセンター [REDACTED]
- (3) 委託期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日
- (4) 委託料実績額 367,059,525円（うち不適正支出額 4,427,025円）
- (5) 返還請求先 [REDACTED] ((株)盛岡コールセンターの承継企業)
- (6) 返還請求日 平成27年11月6日（納期限 同年11月30日）
- (7) 返還請求額 4,427,025円
- (8) その他

本件は、市が岩手県盛岡広域振興局長と締結した「緊急雇用創出事業補助金交付契約」に基づき実施した事業であり、市は振興局長に対して、平成27年度に上記の返還請求額と同額の補助金返還を行っている。

2 これまでの対応について

- (1) 督促状の送付 平成28年10月25日（納期限 同年11月9日）
- (2) 催告状の送付 平成28年12月12日（納期限 同年12月26日）
- (3) (株)Kimland の代理人弁護士との協議
- (4) 中央卸売市場に残置された動産の状況把握

3 債権の回収に向けた対応について

(株)Kimland が約 280万円の預金を有していることが判明したことから、弁護士に委任して盛岡地方裁判所に当該預金の仮差押申立を行い、平成29年10月12日付けで仮差押の決定がなされたところである。

今後、市が被った損害の賠償を請求する訴訟を提起し、債権を回収する。(市議会12月定例会において議案提出)

4 所要経費（市議会12月定例会において補正予算案提出）

- (1) 仮差押えに要する経費 1,089千円（うち法務局に対する担保供託金 800千円※）
- (2) 訴訟に要する経費 746千円
- 計 1,835千円（担保供託金除く合計額 1,035千円）

※担保供託金は勝訴した場合において、手続により戻るもの。